

社保審－介護給付費分科会	
第196回（R2.12.9）	資料5

介護人材の確保・介護現場の革新②

介護人材の確保・介護現場の革新②

論点①. ロボット・ICTの活用の推進	・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
---------------------	--------------------

論点① ロボット・ICTの活用の推進

論点①

- 第194回（R2.11.26）介護給付費分科会「資料8 介護人材の確保・介護現場の革新」で提案した、
 - ・ 論点⑦. 夜間における人員・報酬（テクノロジー活用）
 - ・ 論点⑧. サービスの質の向上や職員の職場定着に資する取組
- にかかる対応案について、これまでの介護給付費分科会における議論を踏まえて、どのように考えるか。

対応案

- これまでの介護給付費分科会における指摘等を踏まえ、対応案を見直すこととし、具体的には次項以下のとおり対応することとしてはどうか。

夜間における人員・報酬(テクノロジー活用)の見直しの対応案

論点⑦

- テクノロジーを活用した夜間における人員・報酬について、職員の負担に配慮しつつ、夜間における見守りセンサーの導入の実証結果を踏まえ、どのような対応が考えられるか。

対応案

※赤字下線部は第194回分科会における対応案等からの修正か所。

- 今般（令和2年度）の実証では、前回（平成30年度介護報酬改定時）の実証よりもタイムスタディ調査期間を確保（1日間→5日間）することにより職員データ数の確保に努めてデータの安定性を確保し、見守りセンサーやインカム等のICTを活用することによる、夜勤職員の業務効率化や睡眠の質の維持等に関する効果を確認した。
- また、実証に協力した施設に行ったヒアリング結果では、
 - ・ 時間外勤務の削減や離職者の減少等の職員の負担軽減が図られること、
 - ・ 利用者のリスク予防や事故防止に役立つこと、
 - ・ 利用者の状態に応じて見守りセンサーの通知設定を変更することによって、職員が適切にケアを行うことが可能となり、職員の心理的負担が軽減されることを確認した。
- こうした結果を踏まえ、見守りセンサーを導入した場合の夜勤職員配置加算について、見守りセンサーの入所者に占める導入割合の要件を緩和する（現行15%を10%とする）とともに、全ての入所者について見守りセンサーを導入した場合の新たな要件区分を設けることとしてはどうか。なお、新たな要件区分の設定にあたっては、職員の負担軽減や職員毎の効率化のバラツキに配慮しつつ、緩和割合を実証結果の25%から20%に抑制して設定（※）してはどうか。 ※95%信頼区間の下限値が21.7%であることを考慮して設定。

	現行要件の緩和（イメージ）	新設要件（イメージ）
夜勤職員の最低基準に加えて配置する人員	0.9人（現行維持）	<u>（ユニット型の場合）0.6人（新規）</u> <u>（従来型の場合）※人員基準緩和を適用する場合は併給調整を行う。</u> <u>①人員基準緩和を適用する場合0.8人（新規）</u> <u>②①を適用しない場合（利用者数25名以下の場合等）0.6人（新規）</u>
見守りセンサーの入所者に占める導入割合	<u>10%</u> <small>（緩和：見直し前15%→見直し後10%）</small>	<u>100%</u>
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置（現行維持）	<u>・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること</u> <u>・委員会の設置を含めた安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減を行っていること（次ページ参照）</u>

- また、見守りセンサーを活用する場合の算定要件の適用について、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護だけでなく、介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護医療院及び認知症型共同生活介護についても拡大することとしてはどうか。
- その場合、介護老人保健施設及び短期入所療養介護については、「0.9人配置」及び「0.6人配置」の要件を設けることとし、介護医療院及び認知症型共同生活介護については、「0.9人配置」の要件のみを設けることとしてはどうか。

夜間における人員・報酬(テクノロジー活用)の見直しの対応案

対応案

- 加えて、介護老人福祉施設（従来型）における夜間の人員配置基準について、今般の実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のバラツキに配慮して、緩和割合を実証結果の25%から20%（※）に抑制した上で、見守りセンサーやインカム等のICTを活用する場合には緩和することとしてはどうか。 ※95%信頼区間の下限値が21.7%であることを考慮して設定。
- また、緩和にあたっては、利用者数の区分の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないように配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、常勤換算方式による配置要件に変更してはどうか。
- テクノロジーを活用して上記の人員基準の緩和及び加算（夜勤職員配置加算（0.6人配置要件）、後述する日常生活継続支援加算及び入居継続支援加算）を算定する場合には、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減を具体的要件として、①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置、②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮、③緊急参集要員の確保等の緊急時の体制整備等を設けることとしてはどうか。
- 上記の具体的要件の届け出にあたっては、利用者の安全等を確保した上で、職員の業務負担の軽減や人員体制の効率化等のバランスに配慮しつつ、テクノロジー導入後、上記の具体的要件を少なくとも3か月間以上試行し、必要に応じて取組方法の改善を図りながら、①の設置した委員会において安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届け出ることとしてはどうか。

【第194回提示案】

		現行		見直しイメージ案
配置人員数	1人以上	利用者数25以下	→	利用者数30以下
	2人以上	利用者数26～60		利用者数31～75
	3人以上	利用者数61～80		利用者数76～100
	4人以上	利用者数81～100		利用者数101～125
	4に、利用者の数が上記の数に加えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	利用者数101以上		利用者数126以上

(要件)

- ・施設内の全床に見守りセンサーを導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること(※)

※安全体制の確保の具体的な要件(イメージ)。③は人員配置基準のみ。

- ①安全かつ有効活用するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

【修正案】 ※ 届け出にあたっては、テクノロジー導入後、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減の具体的要件を少なくとも3か月間以上試行し、必要に応じて取組方法の改善を図りながら、要件①の委員会において安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が確保されていることを確認した上で、都道府県等に届け出ること。

		現行		見直し案	
配置人員数	利用者数25以下	1人以上	→	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26～60	2人以上		利用者数26～60	1.6人以上
	利用者数61～80	3人以上		利用者数61～80	2.4人以上
	利用者数81～100	4人以上		利用者数81～100	3.2人以上
	利用者数101以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上		利用者数101以上	32に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに08を加えて得た数以上

(要件)

- ・施設内の全床に見守りセンサーを導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減を図っていること(※)

サービスの質の向上や職員の職場定着に資する取組の見直しの対応案

論点⑧

- テクノロジーの活用によって、サービスの質の向上や職員の職場定着に取り組む介護事業所に対する報酬上の評価をどう考えるか。

対応案

※赤字下線部は第194回分科会における対応案等からの修正か所。

- 平成30年度にとりまとめられた介護現場革新会議の基本方針においては、介護専門職が利用者のケアに専念できる環境を整備する観点から、①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等を進めることとされているところ。
- こうした方針も踏まえ、テクノロジー活用等により業務効率化を図るとともに、サービスの質の向上に取り組む事業所を、既存の加算の仕組みを活用しながら評価することとしてはどうか。

【具体的な評価の方法（案）】

- 複数のテクノロジー機器（見守りセンサーや移乗支援機器、インカム、記録ソフト等のICTを想定）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、加算の算定要件となっている介護福祉士の配置要件の緩和（「6:1」→「7:1」）としてはどうか。
- その場合、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減を具体的要件として、①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置、②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮等を設けることとしてはどうか。（下記参照）
- 上記の具体的要件の届け出にあたっては、利用者の安全等を確保した上で、職員の業務負担の軽減や人員体制の効率化等のバランスに配慮しつつ、テクノロジー導入後、上記の具体的要件を少なくとも3か月間以上試行し、必要に応じて取組方法の改善を図りながら、①の設置した委員会において安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届け出ることとしてはどうか。

（安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減の具体的要件）

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置、②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮、③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）、④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施

サービス種別	加算名	見直し内容(案)
介護老人福祉施設	日常生活継続支援加算	「介護福祉士数が常勤換算で6:1」の要件をテクノロジー活用の場合「7:1」に緩和する。
特定施設入居者生活介護	入居継続支援加算	

テクノロジー活用による人員配置基準緩和等を行う場合の安全体制の確保や職員の負担軽減の具体的な要件

○ テクノロジー活用する場合の特養(従来型)の夜間の人員配置基準の緩和、夜勤職員配置加算(0.6人配置要件)、日常生活継続支援加算(7:1配置要件)、入居継続支援加算(7:1配置要件)の適用を受ける場合の手続きは以下のとおり。

(届け出の流れ)

- ① 利用者の安全等の確保や職員の負担軽減を担保するため、施設内に委員会を設置した上で、当該委員会において、以下の点を遵守しつつ、「テクノロジーを活用する場合の安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減の具体的な要件」の内容を満たすかどうか確認すること。
 - ・ 利用者の安全やケアの質を確保することを前提に、職員の業務負担の軽減や人員体制の効率化等のバランスに考慮しながら、施設の実情を踏まえて検討・取り組むこと。
 - ・ 当該委員会には、実際に勤務する夜勤職員も参画すること。
 - ※1 見守りセンサーの導入に際して、利用者のプライバシーに配慮するため、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ること。
- ② テクノロジー導入後、上記の具体的な要件を少なくとも3か月間以上試行(※2)し、必要に応じて取組方法の改善を図りながら、①の設置した委員会において安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、都道府県等に指定変更届出(1月あたりの職員の勤務体制の変更届出)又は加算の算定届出の様式を届け出ることとし、都道府県等においては、届出内容の確認を行うこと。
 - ※2 例えば、2か月程度、取組方法の改善を図りながら実現可能な人員配置を試行し、その後、委員会において実現可能と判断された人員配置を少なくとも1か月以上試行することを想定。試行にあたっては、サポート体制を含めて施設全体としては現行の人員配置基準を遵守し、安全面に配慮すること。
- ③ 施設においては、届け出後も定期的に①で設置した委員会を開催し、以下の具体的な要件を満たすかどうか確認を行うこと。また、都道府県等においては、指導監査等を通じて②の届出内容が継続的に取り組まれているか確認を行うこと。

テクノロジーを活用する場合の安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減の具体的な要件

具体的な要件	確認事項
①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会には実際に勤務する夜勤職員等も参画している。 ・利用者の安全を確保することを前提に、職員の業務負担の軽減や人員体制の効率化等のバランスに考慮しながら、以下の②から⑥の要件が満たされていることを確認している。 ・利用者のケアの質の維持・向上やヒヤリハット・介護事故の状況等について、定期的に分析・検討を行い、ケアの質の維持・向上に努めている。
②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・訪室回数の減少等を通じて、身体的・心理的負担の軽減が図られている。 ・ICT等を導入することによって、従前以上の休憩時間の確保や時間外勤務の縮減、手当の増額等の処遇改善を行っている。
③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急参集要員を設定し、緊急時の連絡体制を整備している。
④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の職員による誤作動のチェックやメーカーによる定期メンテナンス等、機器の不具合の定期チェックを実施している。
⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対するテクノロジー活用に関する研修等を行っている。
⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のアセスメントを適切に行い、夜間の訪室が必要な利用者を選定し、個別に定時巡視を行っている。

※③の要件は特養(従来型)の夜間の人員配置基準のみに適用する。⑥の要件は日常生活継続支援加算及び入居継続支援加算には適用しない。

參考資料

夜間における見守りセンサーの導入の実証結果のまとめ

平成29年度の介護ロボット実証結果と平成30年度介護報酬改定における見直しの考え方

社保審一介護給付費分科会(第192回)
(R2.11.9)資料2抜粋

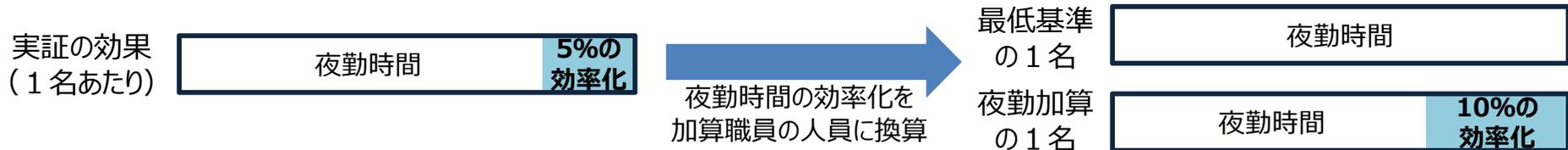
(前回の実証結果)

○ 前回の平成30年度改定では、見守りセンサーを平均11%導入した場合、夜勤職員1人当たりの業務時間が5.4%減少した。

(介護老人福祉施設及び短期入所生活介護に係る夜勤職員配置加算の見守りセンサーの活用による見直し)

○ 夜勤職員配置加算を算定する施設の夜間の人員体制は、最低基準を満たす人員と加算要件を満たす加配人員の2人以上の体制となっていることを踏まえ、当該加算における算定要件については、①0.9名の人員配置、②利用者に占める見守りセンサーの導入割合15%等の設定を行ったところ。

夜勤職員と夜勤時間の効率化の考え方



令和2年度の介護ロボット実証結果

(利用者に占める見守りセンサーの導入割合別にみた効果)

○ 導入割合10%の場合では、以下の効果を確認した。

- ・ 見守りセンサーの導入割合が平均9.6%の場合、夜勤職員1人当たりの業務時間が5.7%減少したこと。
- ・ 見守りセンサーの導入割合と業務時間の相関式によって算出した数値では、導入割合が10%の場合に業務時間が6.7%減少すること。

○ さらに、導入割合100%の場合では、以下の効果を確認した。

- ・ インカム等のICTと併用することにより、利用者1人当たりの業務時間は平均25.7%減少し、夜勤職員1人あたりで対応可能な利用者数が平均34.0%増えたこと。
- ・ 見守りセンサーの導入割合と業務時間の相関式によって算出した数値では、導入割合が100%の場合に業務時間が26.2%減少すること。

※ 導入割合が100%の実証については、実証協力施設において従前から見守りセンサーを活用している現状を踏まえると、導入前後比較が困難なため、夜勤職員1人当たりの対応可能な業務量がどれだけ増えるのかという観点から実証を行った。

(見守りセンサー等を活用した定時巡視の効率化や安全利用に資する取組)

○ 日常的にテクノロジーを活用する施設における定時巡視の効率化や安全利用に資する取組を整理すると、①会議体の設置等の組織的な検討、②個別の状況に合わせた見守り支援、③機器の不具合の定期チェック、④職員に対する教育、⑤インカム等のICTの併用、⑥緊急時の体制整備が挙げられる。

昼間における見守りセンサー等の介護ロボットやICT導入の実証結果のまとめ

令和2年度の介護ロボット実証結果

(介護福祉士の直接介護業務への効果)

- 介護人材が不足する中、効率的なサービス提供かつケアの質を維持・向上することが重要であり、とりわけサービスの質に関しては、ケアの直接処遇の専門職である介護福祉士の役割が重要である。そのため、介護福祉士の資格を有する職員を対象に、テクノロジー活用によってどれだけのケアの質が維持・向上されるのかという観点から実証を行った。
- 日常的に見守りセンサーやインカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器や排泄支援機器等の介護ロボット等のテクノロジーを活用している施設とテクノロジーを活用していない施設の介護福祉士の業務時間を比較したところ、以下の結果となった。

<直接介護業務時間について>

- ・ テクノロジーを活用している施設では62%、テクノロジーを活用していない施設では52%~57%であり、テクノロジーを活用している施設の職員の方が対応可能な業務量は1.2倍程度充実している結果であった。

<記録・文書作成・連絡調整等>

- ・ テクノロジーを活用している施設では6.8%、テクノロジーを活用していない施設では11.3%~11.5%であり、テクノロジーを活用している施設の職員の方が記録・文書作成・連絡調整等が効率化されていた。

<休憩時間について>

- ・ テクノロジーを活用している施設では10.2%、テクノロジーを活用していない施設では8.5~8.7%であり、テクノロジーを活用している施設の方がやや休憩時間が多かった。

(腰痛予防に資する取組)

- 良質なサービスを提供するためには、職員の職場定着の取組は重要であることから、介護現場における腰痛予防に資する取組の事例収集を行った。
- 具体的な取組としては、自治体や関係団体において、いわゆるノーリフティングケアの取組が推進されており、取組を実践する施設の状況をまとめると、以下の内容に整理することができた。
 - ・ 委員会やプロジェクトチーム等による組織的な取組を行っている。
 - ・ 移乗支援等の介護ロボットやリフト等の福祉用具を活用している。
 - ・ 定期的に腰痛予防に資する研修を行っている。

令和2年度の夜間の見守りセンサーの導入に係る実証について

- 前回の平成30年度改定時の実証では、1施設あたり1日のみのタイムスタディ調査を行ったところ、令和2年度の実証では1施設あたり5日間のタイムスタディ調査を行い、職員データ数の確保に努め、データの安定性を確保している。
- その上で、見守りセンサーの導入割合が0%と約10%の夜勤職員1人あたりの業務時間の減少効果について見てみると、平成29年度の実証と令和2年度の実証は同水準の内容となっている。

	平成29年度の実証	令和2年度の実証		
	見守りセンサー導入割合別比較 実証(0%と平均11%)	実証①導入割合別比較 (0%と平均9.6%)	実証②全床導入	実証③相関分析
施設数	23施設	11施設 (うち0%は4施設、約10%は7施設)	8施設	26施設
職員数 (延べ人数)	84人	71人 (うち0%は17人、約10%は54人)	109人 (うち事前60人、事後49人)	412人 (うち事前231人、事後181人)
1施設あたりの 実証期間	1日間	5日間	5日間	5日間
実証結果	夜勤職員1人あたりの業務時間 5.4%減少	夜勤職員1人あたりの業務時間 5.7%減少	夜勤職員1人あたりの業務時間 25.7%減少	夜勤職員1人あたりの業務時間 26.2%減少 (導入割合0%と100%の比較の場合)
統計的な 有意差	—	5%有意	—	5%有意 (導入割合0%と100%の比較の場合)

前回は初めての介護ロボットの報酬上の評価を行うことを踏まえ、算定要件は安全面を考慮して実証結果の導入割合(平均11%)よりも高めに設定



※職員数は延べ人数。(実証時の夜勤体制が、施設によって2人交代制や3人交代制など異なっているため、事前と事後の人数は一致しない。)
 ※統計的な有意差は、職員数データを用いて確認。
 ※令和2年度の実証協力施設は、青森県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、福岡県、宮崎県、鹿児島県に所在する施設。
 出典:「令和2年度介護ロボット導入支援及び導入効果実証研究事業」

■平成30年度の見守りセンサーを活用した夜勤職員配置加算の見直し

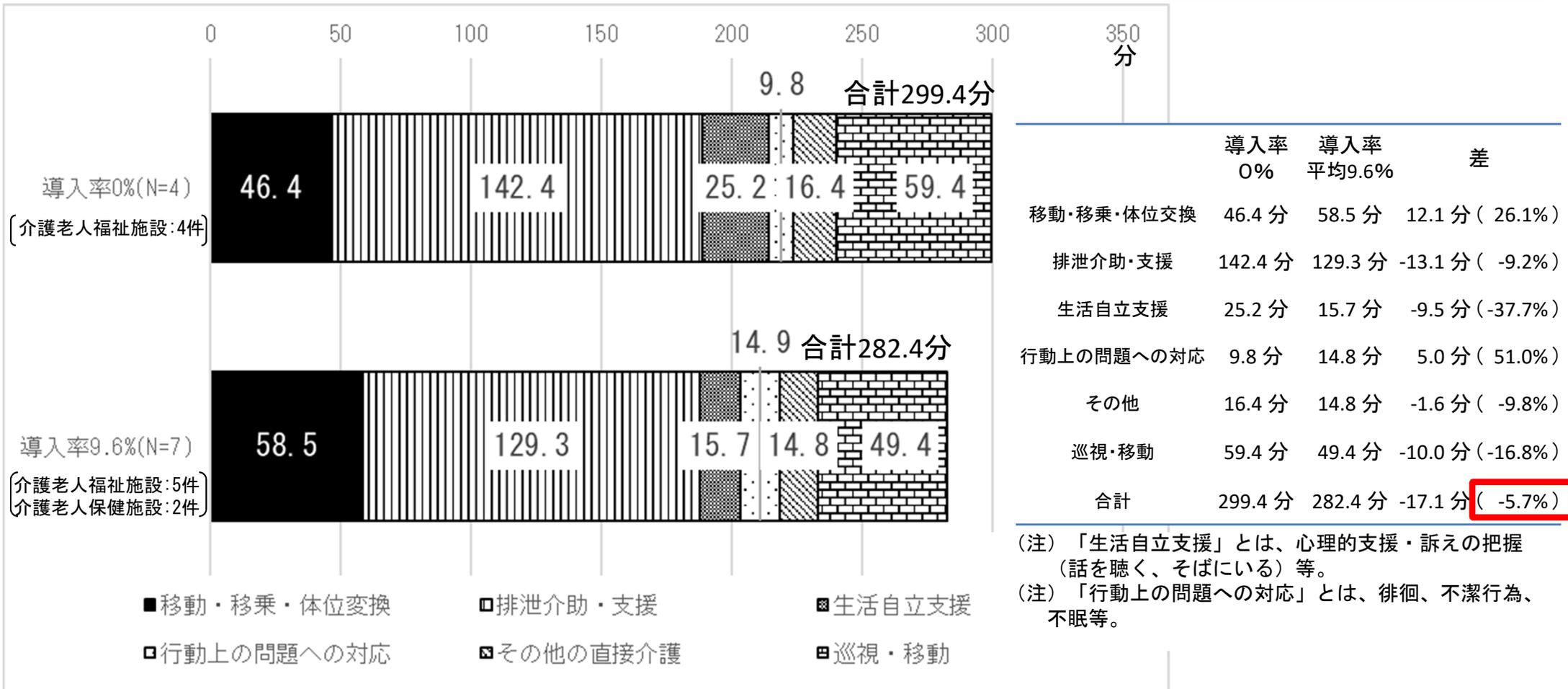
見守りセンサーを活用する場合の人員配置要件	0.9人
見守りセンサーの導入割合要件	15%

※ 令和2年度の実証では、導入割合平均9.6%の施設においても前回改定時の実証結果と同水準の効果(夜勤職員1人あたりの業務時間の減少効果)があることを確認。

見守りセンサーの導入割合別にみた夜間業務時間の変化①

社保審一介護給付費分科会(第192回)
(R2.11.9)資料2抜粋

- 見守り機器の導入率が0%の場合、直接介護(※)と巡視・移動の時間合計は約299分、導入率の平均が9.6%の場合、直接介護と巡視・移動の時間合計は約282分であった。
 - 導入率0%と導入率平均9.6%を比較すると、夜勤者1人当たり約17分の減少となり、割合にして約5.7%減少した。
- ※ 直接介護は、「移動・移乗・体位変換」、「排泄介助・支援」、「生活自立支援」、「行動上の問題への対応」、「その他」に分類。



※実証の時間帯は22時から翌7時までとし、直接介護の業務には、連絡調整、記録・文書作成、休憩時間等を除いている。

※n数は施設数。5日間の自記式による職員業務量調査(タイムスタディ)を実施。

※n数を確保するため、令和元年度の調査研究結果を含めている。

出典: 「令和2年度介護ロボット導入支援及び導入効果実証研究事業」及び「令和元年度介護ロボット効果実証に関する調査研究事業(平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査)」

見守りセンサーの導入割合別にみた夜間業務時間の変化②

○ 見守りセンサーを介護施設の利用者全員に導入し、夜勤職員がインカムやスマートフォン等のICTを活用する場合、利用者1人あたりの業務時間は平均25.7%減少しており、夜勤職員1人あたりで対応可能な利用者が平均34.0%増えている。

施設	①主担当の業務時間(調査時間)[分]	②通常時の担当利用者数[人]	③通常時の利用者一人当たり担当時間[分]	④実証時の担当利用者数[人]	⑤サポーターによる「直接介護+巡視・移動+見守り機器の使用・確認」のサポート時間[分]	⑥実証時の利用者1人あたり担当時間[分]	⑦職員1人あたりの対応可能な利用者数の増加割合[%]	⑧担当可能利用者数[人]
計算式			①÷②			(①+⑤)÷④	(③÷⑥)	②×⑦
特養A	600	16	38.7	23	149	32.2	120.2%	18.6
特養B	600	20	30.0	30	33	21.1	142.2%	28.4
特養C	600	15	40.0	23	60	29.3	136.4%	20.5
特養D	499	15	33.3	23	197	30.9	107.5%	16.1
特養E	600	20	30.8	29	1	20.5	149.8%	29.2
特養F	598	8	74.8	12	13	50.9	146.8%	11.7
特定G	528	28	18.9	42	135	15.8	119.5%	33.4
特定H	600	18	34.0	27	0	22.6	150.0%	39.8
平均			37.6			27.9	134.0%	—
							133.8%	—

(内訳)特養のみの場合

■ 業務時間25.7%減少 →

※ 実証方法については、施設内の全利用者に見守りセンサーを導入し、夜勤職員がインカムやスマートフォン等のICTを活用する場合に、夜勤職員1人あたりで対応可能な利用者的人数がどれだけ増えるのか実証を実施。

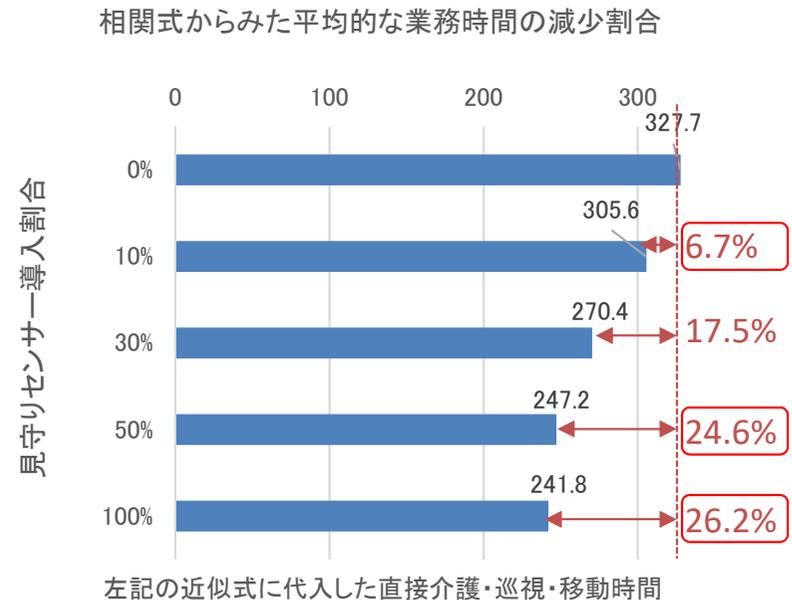
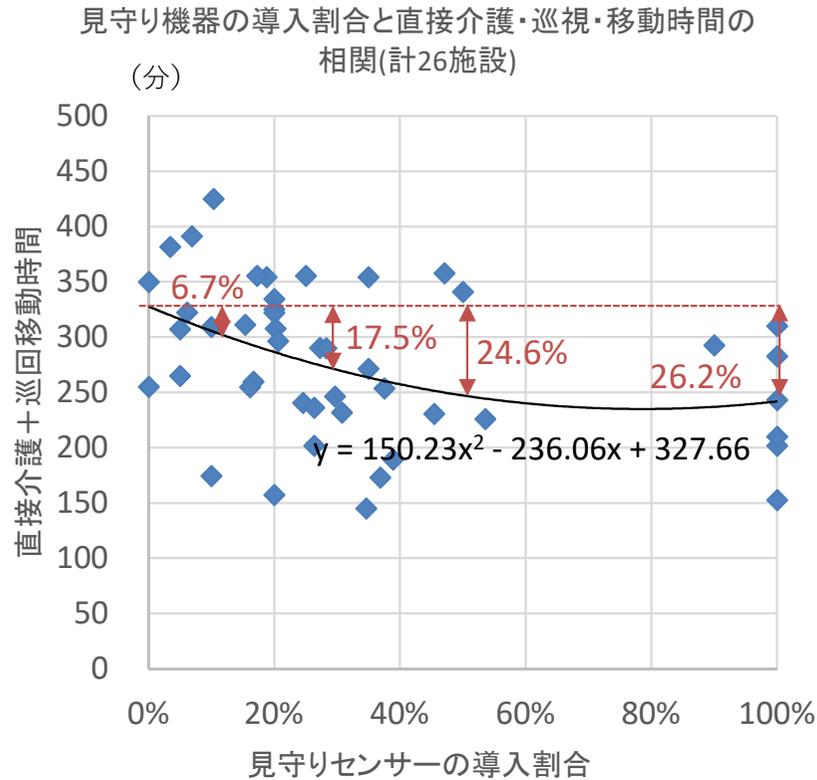
※ 具体的には、1フロアに通常2人を配置している施設において、主担当とサポート職員に分けた上で、サポート職員のサポート時間（「直接介護」、「定期巡視」、「見守りセンサーの使用・確認」に対応した時間割合）を基に、職員1人あたりでどれだけの利用者数に対応できるのか確認した。

※ 5日間の自記式による職員業務量調査（タイムスタディ）を実施。

※ 上表の計算においては、端数処理のため、必ずしも計算式の計算とは一致しないことがある。

夜間における見守りセンサーの導入割合と直接介護・巡視時間の相関について

- 介護施設における業務時間（直接介護+巡視移動時間）と利用者に占める見守りセンサーの導入割合の相関を見ると、導入割合0%の場合の業務時間に対して、導入割合10%導入では6.7%減少、導入割合30%では17.5%減少、導入割合50%では24.6%減少、導入割合100%では26.2%減少する結果となった。

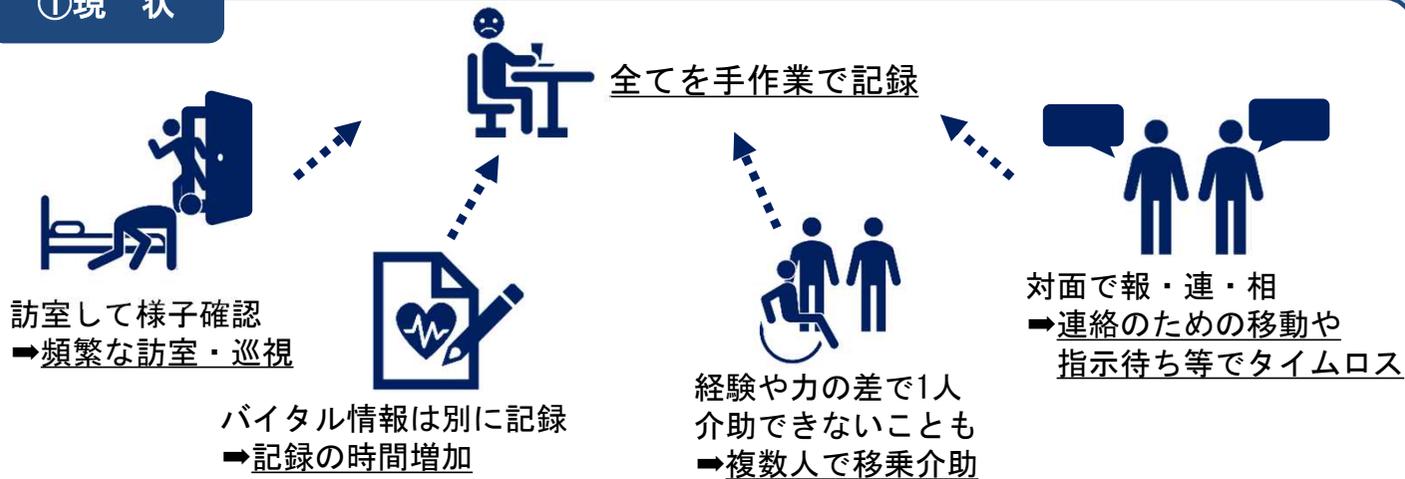


※ x に「見守り機器導入率」の値を代入したときの y の値

- ※ 調査対象施設は26施設を掲載している。20施設については導入前後の事前調査と事後調査の結果を、6施設については導入100%の実証施設であって、通常時の担当利用者数でみた場合の結果のみを用いた。
- ※ 調査対象の26施設のうち、特養が24施設、老健が2施設である。
- ※ 散布図中の1プロットは各施設の職員業務調査（タイムスタディ）の5日分を平均した値を用いた。
- ※ 一部インカム等のICTを活用している施設が含まれている。

- テクノロジー機器の効果的な活用にあたっては、①介護現場における現状把握、②課題分析、③解決策の検討を経て、④オペレーションの変更を含めた課題の解決に資するテクノロジー機器を活用することによって、⑤職員の専門性を最大限発揮する効果を生み出すことが可能となる。

①現状



②課題

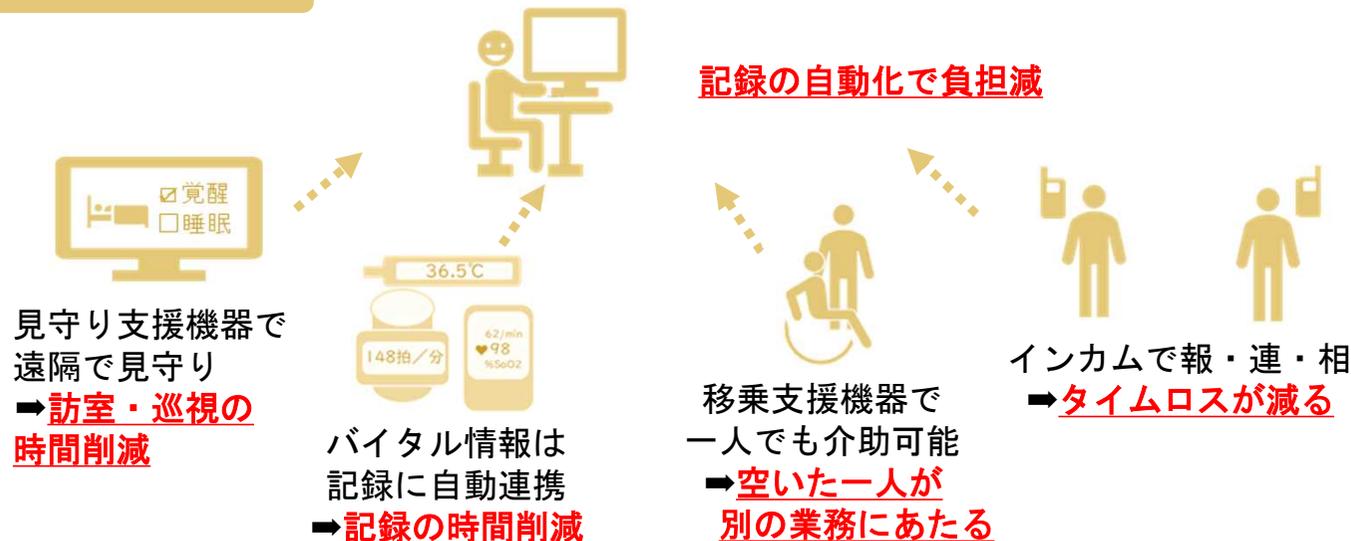
- 業務の「ムリ」「ムダ」発生。ケアの時間も圧迫。
- ケアの見直しや技術向上にかける時間的余力を奪っている。

③解決策の検討

- 効率化が必要な業務を検討し、効率化の案として、業務の補完・補助できる機器の導入と、オペレーションの変更計画を検討

検討結果を踏まえた複数の介護ロボット・ICT機器の導入、オペレーションの変更

④テクノロジー活用



⑤効果

- 業務の「ムリ」「ムダ」が減り、
- 職員の心身の余裕が生まれ、ケアにかける時間増・ケアの質の向上が図れる。
 - 余った時間で人材育成、利用者への対応（ケア、コミュニケーション等）の時間を確保

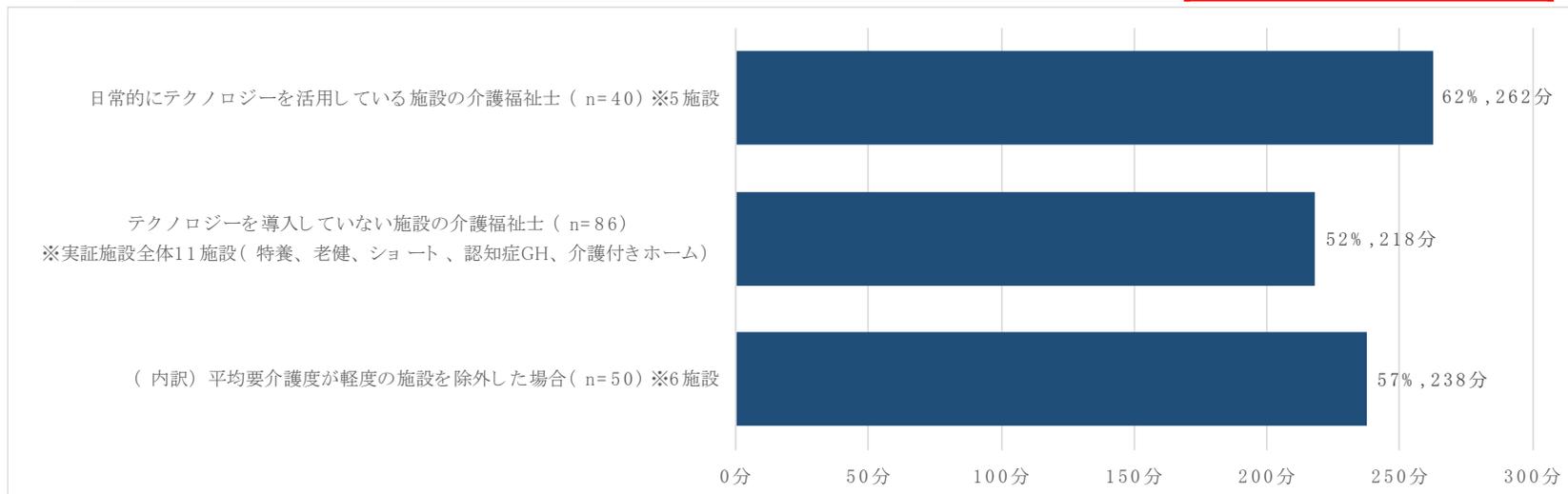
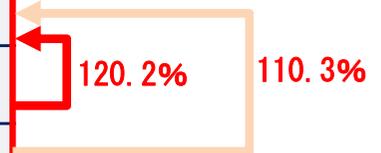
職員の専門性を踏まえた業務分担が可能となり、ケアの質が向上

○ 日常的にテクノロジーを活用している施設(※1)とこれまでにテクノロジーを導入していない施設において、介護福祉士の主要な直接介護業務時間を比較すると、日常的にテクノロジーを活用する施設における主要な直接介護の業務時間(※2)割合は、1.2倍程度大きい。

※1 見守りセンサー、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援等の複数のテクノロジー機器を活用している施設。

※2 主要な直接介護業務時間とは、「ターミナルケア」、「医療的ケア、処置(喀痰吸引も含む)」、「移動・移乗・体位変換」、「排泄介助・支援」、「食事支援」、「入浴・整容・更衣」、「重度認知症の方へのケア」の合計(直接介護のうち、「その他の直接介護(レクリエーション等)」を含めない時間。)

分類	直接介護時間割合 ※その他の直接介護を除く
日常的にテクノロジーを活用している施設の介護福祉士(n=40) ※5施設	62%(262分)
テクノロジーを導入していない施設の介護福祉士(n=86) ※実証施設全体11施設(特養、老健、ショート、認知症GH、介護付きホーム)	52%(218分)
(内訳)平均要介護度が軽度の施設を除外した場合(n=50) ※6施設	57%(238分)



※n数は職員数。5日間の自記式による職員業務量調査(タイムスタディ)を実施。

※昼間業務の7:00~20:59の時間帯を対象に、当該時間帯に行った業務時間を集計している。

※全16施設のうち、「日常的にテクノロジーを活用している施設施設」は5施設(いずれも介護老人福祉施設、介護老人保健施設)。平均要介護度3.72。「テクノロジーを導入しない施設」11施設分は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護が含まれる。平均要介護度3.18。

※同5施設分は、平均要介護度の調整のために平均要介護度が軽度の施設を除外した施設6施設(いずれも介護老人福祉施設、介護老人保健施設)。平均要介護度3.71。

出典:「令和2年度介護ロボット導入支援及び導入効果実証研究事業」

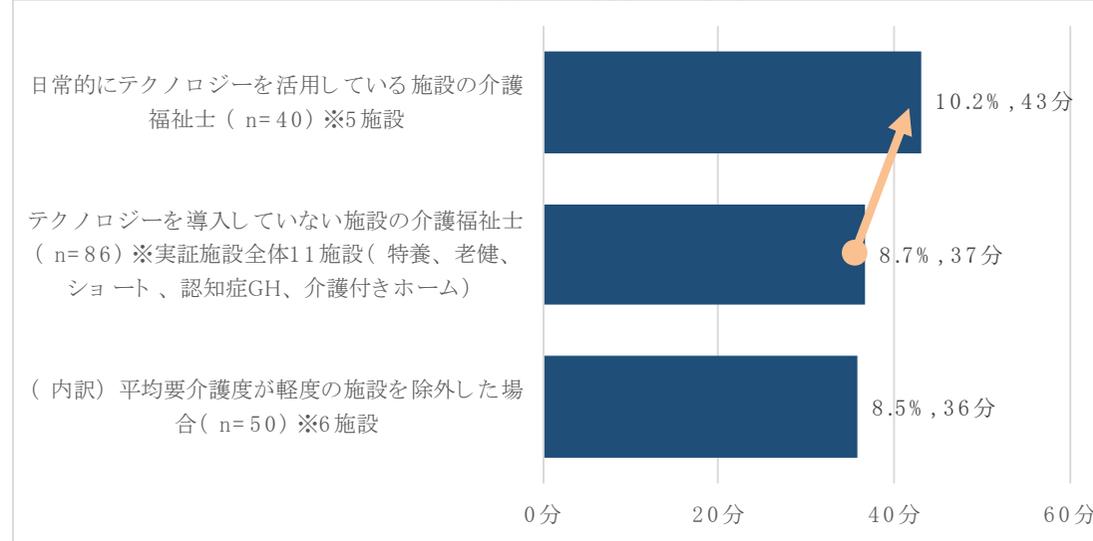
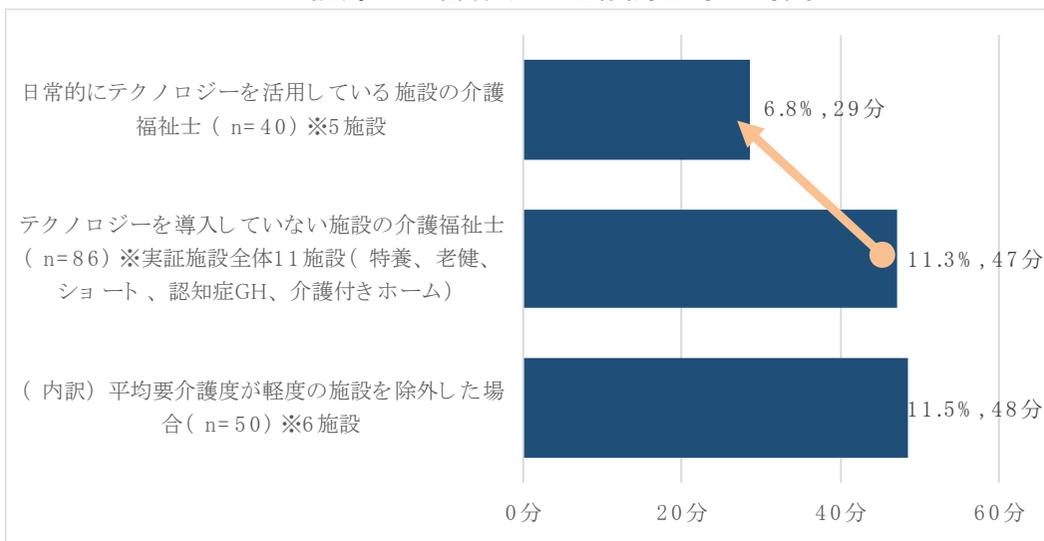
昼間における見守りセンサー等の介護ロボットやICTを導入した業務内容の変化②

- 日常的にテクノロジーを活用している施設(※)とこれまでにテクノロジーを導入していない施設において、介護福祉士の記録・文書作成・連絡調整等の時間割合を比較すると、日常的にテクノロジーを活用している施設の方が約5%小さかった。
 - また、休憩・待機の時間割合では、日常的にテクノロジーを活用している施設の方が約2%大きかった。
- ※ 見守りセンサー、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援等の複数のテクノロジー機器を活用している施設。

分類	記録・文書作成・ 連絡調整等の時間割合	休憩・待機 の時間割合
日常的にテクノロジーを活用している施設の介護福祉士(n=40) ※5施設	6.8%(29分)	10.2%(43分)
テクノロジーを導入していない施設の介護福祉士(n=86) ※実証施設全体11施設(特養、老健、ショート、認知症GH、介護付きホーム)	11.3%(47分)	8.7%(37分)
(内訳)平均要介護度が軽度の施設を除外した場合(n=50) ※6施設	11.5%(48分)	8.5%(36分)

<記録・文書作成・連絡調整等の時間>

<休憩・待機の時間>



※n数は職員数。5日間の自記式による職員業務量調査(タイムスタディ)を実施。

※昼間業務の7:00~20:59の時間帯を対象に、当該時間帯に行った業務時間を集計している。

※全16施設のうち、「日常的にテクノロジーを活用している施設」は5施設(いずれも介護老人福祉施設、介護老人保健施設)。平均要介護度3.72。「テクノロジーを導入しない施設」11施設分は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護が含まれる。平均要介護度3.18。

※同5施設分は、平均要介護度の調整のために平均要介護度が軽度の施設を除外した施設6施設(いずれも介護老人福祉施設、介護老人保健施設)。平均要介護度3.71。

出典:「令和2年度介護ロボット導入支援及び導入効果実証研究事業」